

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所 各位

杉並区保健福祉部介護保険課長
秋吉 誠吾
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）（介護保険最新情報 Vol. 836）の留意事項及び具体的取扱いについて

令和 2 年 5 月 25 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」（以下「第 11 報」という。）の問 5 において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合についても、居宅介護支援費の請求は可能であるとの臨時的取扱いが示されています。

この取扱いに関する問合わせが区へ多数寄せられており、また東京都から厚生労働省へ疑義照会した内容の情報提供がありましたので、その内容を含め以下のとおり留意事項等をお示しいたします。

1 東京都から厚生労働省振興課への疑義照会の回答

【疑義照会内容】

（照会事項 1）第 11 報の問 5 に該当する場合、給付管理票は東京都国民健康保険団体連合会に提出するのか？給付管理票を提出する場合、どのように記載するのか？

（厚生労働省振興課回答 1）

（1）給付管理票の提出は必須である。

（2）サービスの提供が無くても当初予定していたケアプランの計画単位数を給付管理票に記載すること。

なお、計画単位数を「0 単位」とした場合、エラー（エラーコード ATTL）となる。

（照会事項 2）本取扱いの適用期間はいつからか。

（厚生労働省振興課回答 2）

適用は 5 月実績分からとなる。

（臨時的な取扱いについては、事務連絡を発出した月から適用するルールとなっている。）

なお、適用の終期は現時点では決めていない。但し、自治体が地域の感染者の状況に応じて、臨時的取扱いの終了を定めることを妨げるものではない。

（照会事項 3）本取扱いは介護予防支援費についても同様と考えてよいか。

（厚生労働省振興課回答 3）

良い。

2 杉並区における取扱い及びその他留意事項

(1) 算定要件

第 11 報の問 5 において、以下の①と②の事項を行っていただければ請求可能とされていますが、具体的には最低限、次のことを行っていることを要件とします。

①モニタリングなどのケアマネジメント業務を行っていること

⇒当該月にモニタリングを実施していること（電話等によるモニタリングを含む）。

②給付管理票の作成など請求にあたって必要な書類の整備を行っていること

⇒当該月に当初は利用する予定であったことを前提に、利用者に対し「サービス利用票」と「サービス利用票別表」を交付し、さらにサービス提供事業者に対し「サービス提供票」と「サービス提供票別表」を交付していること。

(2) 記録

算定にあたっては、個々のケアプランの支援経過等に、当初ケアプランで予定していたサービス利用がなくなった理由や経緯等を記録しておいてください。

(3) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントについても同様の取扱いとします。

(4) 縦覧点検について

審査月の約 8 か月後に、東京都国民健康保険団体連合会から縦覧点検の通知が届くと思いますので、「当該月は新型コロナウイルスの影響でサービス提供がなかった。」と回答してください。

問合せ先：杉並区保健福祉部介護保険課

電話 03 (3312) 2111

給付係 内線 1334

事業者係 内線 1337

指導係 内線 1314